

発行所 株式会社 F.P.シミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678  
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 法律に違反して支出した費用

Q: 私は、小売業を営んでおりますが、バブルのときに不動産に手を出しまして、それがもとで小売業の資金繰りが悪化しています。そこで、急いで不動産を処分しなければならず、懇意にしている不動産会社に仲介手数料を1.2倍支払うということをお願いしました。この手数料は経費になりますか。

A: 税法では、他の法律の価値判断には中立であって、税法上の所得計算に際しては、他の法律に関する適法・不適法は無関係であるとされています。したがって、所得税法上の収入金額は、その収入の基因となった行為が適法であるかどうかを問わないとして取り扱われています。

このことから、支出についても、他の法律に違反することとなり私法上の効力の発生の有無というような問題はある場合でも、現実に出している限りにおいては、その不適法な支出も、その業務について生じた費用として、必要経費に該当すると解されます。

しかし、あらゆる不適法な支出が必要経費になるわけではなく、著しく社会正義に反するような行為に基因して支出される費用は、必要経費として控除することはできません。

ご質問の場合は、宅建業法で定める報酬基準を超えて支払うということですが、それ自体は、単に、経済法規上の問題であって、私法上の効力にまで影響を及ぼすものとは考えられませんので、原則として必要経費に該当すると思われれます。

